

議案第109号

長野市立公民館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年11月30日

提出者 長野市長 荻原健司

長野市立公民館条例の一部を改正する条例

長野市立公民館条例（昭和59年長野市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条中第7号を削り、第8号を第7号とする。

別表第4中

長野市立若穂公民館	長野市立若穂公民館運営審議会	9
-----------	----------------	---

を

長野市立若穂公民館	長野市立若穂公民館運営審議会	9
長野市立更北公民館	長野市立更北公民館運営審議会	10

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の長野市立公民館条例（以下「旧条例」という。）の規定により地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行った長野市立更北公民館及びその分館の利用の許可その他の行為又はこの条例の施行の際現に旧条例の規定により指定管理者に対して行っている長野市立更北公民館及びその分館の利用の許可の申請その他の行為は、この条例による改正後の長野市立公民館条例の相当規定により教育委員会が行った長野市立更北公民館及びその分館の使用の許可その他の行為又は教育委員会に対して行った使用の許可の申請その他の行為とみなす。

長野市立公民館条例の一部を改正する条例 要綱

教育委員会事務局家庭・地域学びの課

事 項	説 明							
1 改正の理由	長野市立更北公民館及びその分館を管理する者を、指定管理者から教育委員会に変更することに伴い、改正するもの							
2 改正の内容	<p>(1) 指定管理者に管理を行わせる長野市立公民館から長野市立更北公民館及びその分館を除く（第3条関係）。</p> <p>(2) 公民館運営審議会に次に掲げる審議会を加える（別表第4関係）。</p> <table border="1" data-bbox="523 792 1366 931"> <thead> <tr> <th data-bbox="523 792 794 842">区分</th> <th data-bbox="794 792 1177 842">名称</th> <th data-bbox="1177 792 1366 842">委員の定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="523 842 794 931">長野市立更北公民館</td> <td data-bbox="794 842 1177 931">長野市立更北公民館運営審議会</td> <td data-bbox="1177 842 1366 931">10人</td> </tr> </tbody> </table>		区分	名称	委員の定数	長野市立更北公民館	長野市立更北公民館運営審議会	10人
区分	名称	委員の定数						
長野市立更北公民館	長野市立更北公民館運営審議会	10人						
3 施行期日等	令和6年4月1日から施行する。							
4 審議状況	<table border="0" data-bbox="480 1032 1378 1149"> <tr> <td data-bbox="480 1032 1082 1093">(1) 法規審査委員会の決定</td> <td data-bbox="1082 1032 1378 1093">11月6日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1093 1082 1149">(2) 庁議の決定</td> <td data-bbox="1082 1093 1378 1149">11月13日</td> </tr> </table>		(1) 法規審査委員会の決定	11月6日	(2) 庁議の決定	11月13日		
(1) 法規審査委員会の決定	11月6日							
(2) 庁議の決定	11月13日							

長野市立公民館条例 新旧対照表

改正後	改正前																														
<p>○長野市立公民館条例 昭和59年3月30日長野市条例第37号 (指定管理者による管理)</p> <p>第3条 次に掲げる公民館（以下「指定管理者が管理する公民館」という。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。</p> <p>(1)～(6) 略 <u>(削除)</u> (7) 略</p> <p>別表第4（第13条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">委員の定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">長野市立城山公民館</td> <td style="text-align: center;">長野市立城山公民館運営審議会</td> <td style="text-align: center;">9 人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">長野市立若穂公民館</td> <td style="text-align: center;">長野市立若穂公民館運営審議会</td> <td style="text-align: center;">9</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">長野市立更北公民館</td> <td style="text-align: center;">長野市立更北公民館運営審議会</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">長野市立信州新町公民館</td> <td style="text-align: center;">長野市立信州新町公民館運営審議会</td> <td style="text-align: center;">7</td> </tr> </tbody> </table>	区分	名称	委員の定数	長野市立城山公民館	長野市立城山公民館運営審議会	9 人	長野市立若穂公民館	長野市立若穂公民館運営審議会	9	長野市立更北公民館	長野市立更北公民館運営審議会	10	長野市立信州新町公民館	長野市立信州新町公民館運営審議会	7	<p>○長野市立公民館条例 昭和59年3月30日長野市条例第37号 (指定管理者による管理)</p> <p>第3条 次に掲げる公民館（以下「指定管理者が管理する公民館」という。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。</p> <p>(1)～(6) 略 (7) <u>長野市立更北公民館及びその分館</u> (8) 略</p> <p>別表第4（第13条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">委員の定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">長野市立城山公民館</td> <td style="text-align: center;">長野市立城山公民館運営審議会</td> <td style="text-align: center;">9 人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">長野市立若穂公民館</td> <td style="text-align: center;">長野市立若穂公民館運営審議会</td> <td style="text-align: center;">9</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>(新設)</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">長野市立信州新町公民館</td> <td style="text-align: center;">長野市立信州新町公民館運営審議会</td> <td style="text-align: center;">7</td> </tr> </tbody> </table>	区分	名称	委員の定数	長野市立城山公民館	長野市立城山公民館運営審議会	9 人	長野市立若穂公民館	長野市立若穂公民館運営審議会	9	<u>(新設)</u>			長野市立信州新町公民館	長野市立信州新町公民館運営審議会	7
区分	名称	委員の定数																													
長野市立城山公民館	長野市立城山公民館運営審議会	9 人																													
長野市立若穂公民館	長野市立若穂公民館運営審議会	9																													
長野市立更北公民館	長野市立更北公民館運営審議会	10																													
長野市立信州新町公民館	長野市立信州新町公民館運営審議会	7																													
区分	名称	委員の定数																													
長野市立城山公民館	長野市立城山公民館運営審議会	9 人																													
長野市立若穂公民館	長野市立若穂公民館運営審議会	9																													
<u>(新設)</u>																															
長野市立信州新町公民館	長野市立信州新町公民館運営審議会	7																													